

令和4年度第1回大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会 議事録

日時:令和5年2月13日(月) 午前9時30分から午前11時30分まで

場所:国民会館 武藤記念ホール

出席委員:

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 伊藤 裕一 | 大阪労働局 雇用環境・均等部指導課 統括労働紛争調整官 |
| 大崎 年史 | 社会福祉法人四幸舎和会 理事長 |
| 梶間 聖子 | 阪南市 健康福祉部 市民福祉課長 |
| 多田 修 | 株式会社マルモット 代表取締役 |
| ◎津田 耕一 | 学校法人玉手山学園 関西福祉科学大学 教授 |
| 中務 義仁 | 能勢町 福祉部 福祉課長 |
| 野村 理恵 | 大阪府小学校長会 研修部 副部長 |
| 原田 徹 | 社会福祉士 |
| 東野 弓子 | 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 理事 |
| 松尾 洋輔 | 弁護士 |
| 山本 美世子 | 公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会 理事 |

◎ 部会長

○事務局

会議の開会に先立ち、事務局を代表しまして、大阪府障がい福祉企画課課長よりご挨拶申し上げます。

○事務局

大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課長でございます。開会にあたりまして一言ご挨拶させていただきます。

委員の皆様方には、お忙しいところ、当部会にご出席いただきましてありがとうございます。また、日頃より本府障がい福祉行政の推進に格別のご理解とご協力をいただきまして、この場をお借りして御礼を申し上げます。

平成24年10月に「障害者虐待防止法」が施行され、10年が経ちました。本府においても、市町村や各関係機関の皆様と連携し、虐待防止の体制整備や広報・啓発活動などに取り組んできたところです。法施行後の大阪府内における虐待の対応状況については、養護者による虐待、施設従事者等による虐待の通報件数、認定件数ともに、全国最上位の状態が続いています。通報件数が

多いことについては、府民の皆様の意識の高さの表れでもあると感じております。また、市町村、警察、労働局など関係機関が連携し、対応した結果、認定件数も多くなっているのだと考えております。

しかし、多くの虐待が発生しているという事実は重く受けとめ、今後一層の虐待対応力向上と、虐待事案の未然防止に取り組んでいかなければならないと考えています。

本日は大阪府の障がい者虐待の取組みの現状等についてご報告申し上げますとともに、豊中市、泉佐野市の取組み状況等、具体的な活動状況につきましてもご発表いただきます。委員の皆様方には、忌憚のないご意見をたまわりますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

○事務局

本日は11名の委員にご出席いただいております。当部会運営要綱の第5条第2項の規定により、出席委員が過半数に達しており会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

委員の皆様につきましては、後ほど各関係機関の取組み状況等についてご報告いただきますが、お名前ご所属等は資料にあります名簿、配席図においてご確認ください。なお、本日、大阪府警察本部からはオブザーバーとしてご参加いただいております。

また、本日は、市町村における障がい者虐待防止の取組みをご報告いただく、豊中市、泉佐野市のご担当者様と、オブザーバーとして、その他市町村の皆様にお越しいただいております。それでは議事に移ります前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。次第、大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会運営要綱、委員名簿、配席図、資料1、資料2、資料3、参考1、参考2、参考3の以上です。

当部会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としましては、別紙「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応」に基づき対応いたします。それでは、障がい者虐待防止推進部会運営要綱に基づき、本部会を運営してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

なお、本部会につきましては会議の趣旨を踏まえ、会議の公開に関する指針の趣旨に基づき、公開で実施することとします。本日は傍聴の方がいらっしゃいますので、個人のプライバシーに関する内容についてご討論いただく場合には、一部非公開ということで、傍聴の方にご退席いただくこととなりますので、委員の皆様でプライバシーに関わるご発言をされる場合には、事前に事務局へお申し出くださいますようお願いいたします。

続いて、本日の各議題とその所要時間をあらかじめお伝えさせていただきます。議題1は「大阪府及び市町村における障がい者虐待防止の取組みについて」です。大阪府の取組みと豊中市、泉佐野市の取組みを報告し、議論していただきます。そのうち、大阪府の取組みについては、委員からの意見等を含めて10:00までとします。2市の取組みについては、報告及び委員の意見等を含めて各20分ずつの合計で40分、10:40までとします。議題2は「各関係機関の取組み状況等について」です。各関係機関での取組みを報告いただき、その後意見交換していただければと存じます。各関係機関の取組みについては11:30まで時間の許す限りとし、それ以降の延長は行わないことをご報告いたします。

大阪府障がい者自立支援協議会においては、同協議会規則の規定により、部会長は同協議会会長が指名することとなっております。指名に基づき、引き続き津田委員に部会長にご就任いただきますので、委員の皆様におかれましては、ご了承下さいますようお願い申し上げます。

それではここからの進行は部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○部会長

はい。それでは皆さん改めましておはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。当部会運営要綱の規定に基づき、「部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会委員が、その職務を代理する」となっております。

代理につきましては、大崎委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○部会長

では、大崎委員よろしくお願いいたします。それでは、お手元の次第に沿って議事を進めてまいります。本部会は障害者虐待防止法第39条に基づき、関係機関との連携協力体制を整備するために設置されています。また、本日の部会でいただいたご意見等につきましては、各機関における活動や施策の推進などにご活用いただきたいと思っております。

まず、議題1「大阪府及び市町村における障がい者虐待防止の取組みについて」から始めます。事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。大阪府障がい福祉企画課権利擁護グループです。お手元の資料1です。当部会における大阪府の障がい者虐待防止の取組み報告については、今年度も、まだ厚生労働省において全国版の調査が公表されていないので、昨年度同様、府のデータについては、公表後速やかに委員の皆さまへ情報提供させていただくこととします。当部会では、令和2年度の公表資料と、それをグラフ化したものを若干の分析を沿えて参考資料としています。ご不明の点等がありましたら、事務局までお問い合わせいただけたらと思います。今回の部会については、後ほど市の取組みを報告いただく豊中市と泉佐野市の2市や、委員の皆さま方の関係機関としての取組みの報告を協議時間の中心に据えたいと思っておりますので、事前に委員の皆さまと資料は共有させていただいています。従いまして、資料1については要点のみ説明いたします。

では、資料1をご覧ください。まず、1ページ目、目的のスライド1・2については、令和4年度の大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取組みをまとめており、目的として、「1 市町村の虐待対応力の向上」、「2 障がい福祉サービス事業所の虐待防止」、「3 関係機関との連携」、「4 虐待防止に係る広報啓発」と4つのテーマに分けてまとめています。

スライド3・4は、障がい者虐待防止・権利擁護研修についての令和4年度実績になります。

スライド3は市町村職員向けの研修、スライド4は事業所向けの研修の実績をまとめています。

スライド5では、研修における新たな取組みの概要と今後の課題についてまとめています。今年度から、障がい福祉サービス事業所での虐待防止委員会の設置・研修の実施が義務となったことから、それに関する内容を盛り込み、各事業所での取組み促進を喚起しました。また、間接的防止措置の実施者である、学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者の受講コースも新設して、受講対象者を拡大しています。なお、今後の研修については、受講者アンケートからも、演習についてはオンライン開催ではなくリアルでの開催を望む声も多く、次年度においては、講義はYouTubeの動画配信、演習はリアル開催を検討したいと考えています。

スライド6は、施設従事者等による虐待の対応についてです。実務フローとして、市町村障がい者虐待防止センターは、虐待と判断した事案を指定権者へ報告します。その後、報告を受けた指定権者が実地指導等により調査のうえ、状況に応じて行政処分を行う等、適切に権限行使することになります。すべての虐待事案が行政処分の対象となるのではなく、総合的に判断し処分の要否を決定します。次に下の表になりますが、東京都・大阪府・全国の状況について、それぞれの事業所数に占める虐待件数から虐待の発生率を算出したものです。全国の虐待件数は、令和元年に比べ令和2年度は増加傾向ですが、大阪は、令和元年度に比べ令和2年度は減少しています。減少理由については不明ですが、発生率については、平成30年度と同程度となっています。

スライド7は、使用者虐待の対応スキームについてです。右側の大阪方式のスキームをご覧ください。左側の厚生労働省の通常のスキームとは異なり、大阪方式では、市町村、大阪府、大阪労働局が連携して、事実確認や調査等を行い、そのうえで、大阪労働局において関係法令に基づく指導等が行われるようにしています。また、大阪府と大阪労働局との定期的な実務者会議のほか、昨年度から拡大版実務者連絡会議を実施しており、昨年度よりも多い7市に参加していただき、労働局による対応のポイントや意見交換を中心に実施しました。

スライド8は、専門性強化事業についてです。市町村が対応に悩む事案については、大阪弁護士会、大阪社会福祉士会の両会による専門職チームを派遣して助言する事業を実施しています。市町村だけで悩むことがないように、引き続き制度の活用について積極的に市町村に情報提供をしていきます。お気軽にご相談ください。

スライド9は、今年度から新たな取組みとして、近畿府県障がい者虐待防止担当者との情報交換会を、大阪府の声掛けで実施しました。各府県から多くのテーマが集まり、兵庫県の研修取組みや、京都府の警察との連携について、スライドの下の部分に記載しています。また、今後は、各府県持ち回りで年1回の定期開催をすることとなりました。

スライド10は、市町村指導の実施についてです。スライドの記載の確認項目を中心に、ケースファイルや担当者からヒアリングを行っています。今年度は、13市1町を対象に実施しており、虐待対応や組織判断時等の記録の有無、実際の対応については、特に警察通報事案での対応に差があり、改めて市町村間での対応力に大きな差があるということを認識しました。

スライド11は、障がい者虐待対応市町村検討会についてです。令和3年度・4年度の取組みとしては、研修や市町村指導等の機会を通じて、市町村の現状や課題に関する状況把握の機会としてい

ました。改めて市町村担当者間の意見交換の場づくりを継続し、新たに事例検討を行い、市町村の対応力の底上げを図っていきたいと認識しています。

最後のスライドです。当部会では、大阪府の障がい者虐待防止施策に関して、委員の皆さまよりさまざまな意見をいただき協議をしてきました。大阪府の課題としては、市町村間での対応力の差が課題であるため、障がい者虐待対応以外での虐待の芽の気づきや連携・協働の促進、府内全市町村における障がい者虐待防止のネットワークの構築・整備促進という二つを両軸として、府内関係機関とも連携して、新たな事例検討会や意見交換会での先進市町村をモデルとしたノウハウの共有などを行い、オール大阪で重大な障がい者虐待ゼロの実現を目指していきます。

今後とも、引き続き、大阪府の障がい者虐待防止に関する施策の推進にご協力をお願いいたします。以上、資料1の説明になります。

○部会長

ありがとうございました。では、続きまして、報告案件になりますが、「専門委員会の活用について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

生活基盤推進課からご報告申し上げます。右肩の上に、「参考1」と書いてある資料をご覧ください。「専門委員会の活用について」という資料をご説明します。内容として、結論を先に申し上げますと、施設従事者虐待に関して、大阪府が指導等を行っていますが、指導のさらなる適正化を目指して行うということで、今回、新たに専門委員会を設置するということです。

2つ目の「目的」をご覧くださいと、2行目、「事業者指導を行うにあたって、第三者による専門的な視点を取り入れ、指導内容の充実や適正化を図る」ということを目的にしています。「また」というところがありますが、いただいた助言などはノウハウとして蓄積し、いろいろなところに情報提供や、研修内容としても活用するということを想定しています。

専門委員会の主な仕事ということで、1点目のところだけご覧くださいと、虐待事案の分析や検証、あるいは大阪府に対する指導内容の助言ということを想定しています。

「4 構成」、専門委員会の構成ですが、構成委員は、取りあえず3名を想定しているところです。具体的には、部会長、専門職である社会福祉士、弁護士の3名で始めたいと思っています。実施は年1～2回程度を想定しています。主な案件のイメージとしては、社会的に重要な事案とか、大阪府が特に相談の必要性を認める事案、例えば、高度な専門性が必要等、そういった事案を想定しています。イメージについては下の図のとおりですが、下の図の真ん中、府が実地指導をする際に専門委員会に相談して、そこから助言をいただいて指導していくということになっています。以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○部会長

ありがとうございました。それでは、事務局からご案内がありましたように、ここまでの内容につい

て、事前に事務局より各委員の皆さまへ質問・意見等を確認し、必要に応じて回答してまいりましたが、本部会において発言し、共有する必要があるという内容がございましたら、ぜひ、この場でご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。はい。委員、どうぞ、お願いします。

○委員

先ほど専門委員会についてご説明がありましたが、資料1のパワーポイントの8ページの専門性強化事業とどう違うのか、何かすみ分けがあるのかということをお教えしてほしいと思っています。それと、毎回この会議に出させていただいているのですが、専門委員会で議論したことを、この会議で皆さんと議論するというのが、やはりこの会議のあり方なのかなという印象があるのですけれど。

○部会長

では、専門性強化事業とのすみ分けというところでご説明をお願いいたします。

○事務局

専門性強化事業は、まず、主体が市町村になっており、市町村が虐待防止に関して何らかの相談事項がある場合に、大阪府が手配した社会福祉士や弁護士のほうを派遣するという事業です。ですから、市町村支援の事業だと捉えていただけたらと思います。

一方、専門委員会については、大阪府がより適切な指導を、虐待が発生した事業所に対して行う際に、必要に応じて専門委員会から意見をいただくというものです。そのようなすみ分けになっています。

○委員

すみません。市町村の方が、専門性強化事業を使われて、虐待の認定の判断に困ったようなケースは、令和2年度はあったのでしょうか。これは、市町村の方に聞いたほうがいいのでしょうか。

○事務局

令和2年度は6件あります。市町村からわれわれにご相談があった際に、弁護士や社会福祉士の方に入っている事業ですので、われわれとしては、相談することをおすすめする立場なのでお薦めして、「ぜひ」ということになれば、日程調整をして、その会に参加していただくという形になります。

○委員

われわれは、障がい福祉サービス事業を運営している身なので、やはり施設従事者の虐待というのは非常に心を痛めていて、どういうところで判断に迷われたのか、どういう基準があったのかというのは、われわれ事業運営者は知りたいのですよ。「今、ここで答えをください」とは言っていないで、権利擁護研修が毎年ありますよね、私も今年度参加させていただいたのですけれども、そのなかで、

大阪府のほうから、このような事業があって、6件が判断に迷われたのがあって、「これはこんな形でした」というのを事業者に聞かせていただいたら、われわれは、これからどうして運営していけばいいかというのが指針になると思うので、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

○部会長

事務局のほう、何かございますか。

○事務局

市町村のほうから相談を受けた案件に、専門職を派遣した結果、参考になる、また共有させていただくにふさわしい内容がありましたら、共有することを考えたいと思います。

○部会長

今のお話なのですが、非常に重要なポイントかと思っています。おそらく現場の方は非常に苦慮されていて、支援の一環としてせざるを得ない状況のなかで、それが虐待なのかどうかと非常に迷われているというのはよくお聞きしておりますし、市町村のほうでもいろいろ悩まれるところだと思うので、個別の具体的な事案というよりも、それをちょっと一般化した形で何か共有できるものがあると、一つの判断にもなっていくのかなと思いますので、今後、専門委員会でも虐待防止推進部会に報告するとなっておりますので、おそらくそこでも共有されると思いますから、いろいろな観点で共有していったって、まさにオール大阪で取り組めるようなことができるといいのかなと思いました。ぜひ、またそれを検討いただければと思いますのでお願いいたします。

おそらく、施設従事者のもあれば、養護者による虐待とかを含めて相談の強化事業をされているということだと思うのです。それを合わせて6件ということの理解でよろしいですね。では、またその辺をご検討いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

はい。どうぞ、委員。

○委員

大阪弁護士会です。専門職派遣事業は私も担当しております、専門職派遣事業というのは、大阪府では二重構造になっていまして、大阪府が契約をしていて、府下の自治体で直接契約をしていない市町に専門職を派遣するという事業と、それから、契約自治体があって、直接市町で専門職と派遣の契約をして、派遣してもらっているという事業がありまして、私どもは両方とも行っております。

今、おっしゃったとおり、養護者虐待、施設内虐待も両方あり、傾向から言うと、養護者の通報件数が多いので、そちらのほうで呼ばれることが多いです。だいたい虐待を認定していいかどうかという判断、事実確認をどうやって入っていったらいいかというハウツーの相談、あとは、緊急性の判断で、今、何かの措置に踏み切るべきかどうか、この辺の判断の御相談が非常に多いです。

身体的虐待や心理的虐待というのは、見ればわかる、聞けばわかるということで比較的容易なのですけれど、やはりネグレクトであるとか、経済的虐待、外からお金の動きが見えないときに、これは

家のなかの家計の問題なのか、それとも経済的虐待が起こっているのか、そこをどうやって踏み切ったらいいか、調査したらいいのかという相談が結構多いです。

では、施設従事者等の虐待についてはどういう局面での相談が多いかということ、これはどうやって調査に入ったらいいかという相談が非常に多いと思います。やはり家のなか以上に、施設のなかに踏み込むというのは権限行使につながるので、非常に謙抑的になるというか、難しさを感じておられるところだと思うのですね、市町の方々も。そこで、どういう法令に基づいて、どういう切り口から入っていったら事実関係が明らかにできるだろうか、その結果、どういうことがつかめたら虐待と認定していいだろうか、そういうフェーズでの相談が多くて、「これだけの事実が出てきたけれども、これを虐待として見ていいでしょうか」というのは比較的少ないかなというのが私の肌感覚です。

ある程度明らかになってくれば、それならば、市町の方々も、「これは虐待だね」という判断はできているのかなという気はしております。参考までに。

○部会長

ありがとうございます。それでは、ほかにございますか。はい。では、委員、お願いします。

○委員

大阪社会福祉士会です。ご報告ありがとうございました。研修で、結構ハウツーであるとか、流れの研修というのはよくされているのかなとは思うのですが、権利擁護というような視点できちんと虐待と捉えておられるのかな。話をしていくと、「大変ですよ」と市町村の職員のほうからも言われるのです。いや、大変なのは、僕らも、確かにどう支援をしていいかということではいるのですが、一番しんどいのは本人さんだと思うのです。自分の思いであったりとか、思い通りにならないところを発信してしまうと、言うことを聞かないから押さえつけられたり、何か支援者のほうが大変であったりとか、そういった問題行動と捉えてしまうので、問題行動を受けているケースワーカーが大変だとなる。そうではなくて、大変なのは本人なのだ、まずそこを捉えていく視点がないと、虐待のケースとして挙がってこないものって、もっとあるのではないのかな。

1つの事例なのですが、先日、「生活保護を切ります」と言われていたケースがありました。それは、「本人さんが面会に応じないから、家のなかの確認ができないから、もう、切ろうと思うんです」と言われたのです。でも、僕らが出会って話もしているし、でも、家のなかを見られないと、ルール違反なので、裁判所に確認したら、「それは地方自治体の判断です」と言われたのですけれども、結局、その方、結構いろいろと課題を起こす方で、いろいろと市役所のほうにも文句を言っていたみたいなのです。だから、1カ月もかからないうちに、「引越し代を出すので、引越ししてください」という、ついさっきまで、「切る」と言っていたが、今度は保護費として引越し、これってただの排除ですよ。

「ケース会議をしましょう」と言っても、「私たちも忙しいんです」という言葉が返ってきて、ケース会議さえもしてくれなかったのです。やはりそのところって、何かハウツーで、「こんな場合はこうしましょう、こんな場合はこうしましょう」と言う以前に、やはりその権利意識というものの研修というの必要ではないのかなと。うちの職場でも研修はしているのだけれども、できる職員と、理解していな

い職員というのは、やはり差が大きいです。何か職員のほうが被害者になってしまっていて、「そこを対応するのが専門職でしょ」という話をするのだけれども。そこをしっかりと研修していかないと、結局、頑張っている人たちだけがしんどい思いをしている、市町村の方々のなかでも、そうならないかなど、そこが心配ではあります。すみません、余計な話で申し訳ないです。

○部会長

ありがとうございました。非常に重要なポイントだと思っていますので、そこは、おそらく研修のなかでも、そういった内容のことは入っていると認識はしているのですけれども、ただ、それは、受けられる方がどう認識されるのかと、知識として知っているというレベルと、自分の業務としてそれをどう落とし込んでいけるかというところの結びつきというのが非常に難しいと思うので、こういったところは、演習などと絡めて何かできると、さらにいいのかなと思いましたので、非常に重要なご指摘だと思います。ありがとうございました。それではよろしいでしょうか。

では、続きまして、議題1「大阪府及び市町村における障がい者虐待防止の取組みについて」のうち、市町村の取組みにつきまして、まず豊中市のほうからご報告をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○豊中市

豊中市福祉部障害福祉課です。どうぞよろしくお願いいたします。今回の発表にあたり、改めて豊中市の障害者虐待防止センターの体制を考えるよい機会となりました。では、発表させていただきます。

豊中市の紹介です。豊中市は大阪府の北部に位置します。近くに伊丹空港や新幹線の新大阪駅があり、また、高速道路も名神、阪神、中国道や、鉄道も阪急・北大阪急行やおおさかモノレールがあり、とても便利です。そのため、「大阪のベッドタウン」と呼ばれることもあります。平成24年に中核市になりました。名誉市民にB'zのギターの松本さんがいます。また、令和7年度に児童相談所の開所を予定しております。

続いて、豊中市障害者虐待防止センターについての紹介です。特徴は、構成員がすべて専門職となっております。管理職も福祉職で、私もそうなのですが、現場での経験が20年以上あります。また、医療職として保健師が配置されており、傷やあざの判断を現場ですぐにできる体制となっております。もう一つの特徴としては、開所から、虐待業務を直営で行っております。現時点では、窓口対応から緊急保護までのすべての対応を行っており、対応が一貫していることから、現在の体制が良いのかなと判断しております。

続いては、豊中市の強みと弱みです。まず、強みについてです。1点目は、障がいサービス支給の決定部署にあることです。そのため、住民情報や手帳情報など、通報票の記入情報がすぐに取得できることです。それにより、対応への判断が迅速にできるという利点があります。

2点目にネットワークです。福祉職と看護師が、福祉事務所、保健所、児童虐待・高齢者虐待などの関係部署に配置されており、連携がしやすい状況です。

次に弱みについてです。それは、虐待担当を限定しているところです。全ケースを把握している利

点はありますが、少人数で対応しているため、一人が欠けると大きな損失になります。その不安を解消するために、複数のマニュアルを作成することになりました。

続いて豊中市の障がい者虐待通報の件数です。平成28年度から令和3年度までの通報件数、また、それぞれの虐待の件数と割合を表記しました。

続いて、令和3年度の養護者虐待の内訳です。このなかの数値で注目しているのは、相談・通報の届出者の数値です。一番多いのは警察、二番目に多いのは相談支援員となっています。

しかし、家族、親族、近隣、知人からの通報がゼロ件となっております。ちなみに、過去の数値を調べたところ、令和2年は1件、令和元年は2件となっております。この数字から、市民への啓発の必要性を感じているところです。

続いて、警察通報の割合です。令和元年度から令和3年度までのグラフです。警察通報の割合は約4割を占めています。ちなみに、今年度は1月末現在で、養護者の通報件数が60件、そのうち警察通報が43件と7割を超えているのが現状です。

次に、警察通報の対応です。別紙をご覧ください。添付の書類を付けております。参考にご覧ください。通常対応マニュアルと警察対応マニュアルを作成しました。警察通報と他の通報との違いについてです。1点目は、既に警察が本人現認などの初期対応をしていることです。2点目は、夫婦や内縁関係のトラブルで、養護者虐待に該当しないケースが多いことです。そのため、対応は虐待ではなく、支援的な対応がメインとなります。3点目は、通報元を明らかにできるので、状況確認の電話がしやすいことです。また、障がいサービスの説明やDV窓口への案内の好機と捉えて対応をしています。そのため、会議で、「虐待なし」と判断しても、心配なケースには電話をすることがあります。

続いて、虐待判断と対応です。左のグラフは、養護者虐待の判断の割合となっております。右は判断後の対応となります。まず、「虐待あり」の場合は、モニタリングを実施し、リスク軽減の方針を立てます。その後、リスクの状態をレビュー会議で検証し、リスクがなくなれば終結となります。次に、「判断に至らず」の場合です。3カ月から半年、モニタリングを行い、再度対応方針検討会議で、「あり」・「なし」・「至らず」の判断を行っています。最後に、「虐待なし」の場合です。リスクがないと判断しているので終結となります。

続いて、記録の重要性です。これも別紙を付けていますのでご参考にしてください。左の票が通報票の書き方です。右が記録票の書き方で、ファイルの綴じ方も表記しております。記入のポイントを明記し、記録票の誤差がないようにし、「誰が見てもわかりやすい」を目標にマニュアルを作成しました。これ以外にも、施設従事者への聴き取り票をオリジナルにするなど、会議のときに虐待判断がしやすいような工夫も行っております。多くのマニュアルをつくることで、今までの虐待対応を再確認する機会となり、対応スキルも向上したように感じます。

最後に課題と取組みです。課題としては次の3つです。1については、先の報告でもしたとおり、家族、親族、知人、近隣の通報件数が以前から少なく、市民への啓発の必要性を感じ、ポスターを作成することになりました。それが、これとなっております。あちらの方に貼らせてもらいました。2については、ケースが多問題化しているため、関係機関との連携を重要視して、問題解決に向けた動きが活発化しているところです。3については、喫緊の課題として取り組んでいるところです。以上で、豊

中市の報告を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○部会長

ありがとうございました。それでは、ただ今の豊中市のほうの報告に関しまして、委員の皆さんのほうから、何かご質問なりご意見なり、あるいは何かアドバイスというか、助言みたいなものも含めて、感想でも結構ですので、ご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。では、委員、お願いいたします。

○委員

大阪手をつなぐ育成会です。当事者団体で、私も親で、私は、養護者虐待にすごく胸を痛めている一人です。今、養護者のほう、6ページですが、家族、親族、近隣、知人が、なし、ゼロと言われたことについてなのですけれども、警察の通報が多いじゃないですか。警察に連絡があって、警察から拳がっているのではないかと思うので、警察に連絡された方はどなたになるのかというようなことはお調べいただけているのでしょうか。

○豊中市

警察の通報のなかに通報票というものが拳がってしまして。

○委員

そうなのですね。

○豊中市

そのなかに、どの方が通報されたと。

○委員

そこにも、親であったり、知人であったり、近隣っていうのはないのかどうかというのが、とても不思議だなと思ったので教えていただけたら。

○豊中市

確かに警察通報のなかの割り振りまではしていないのが現状です。あくまでも警察は、警察からの通報ということで一まとめにしているのです、そのなかから、知人とか近隣とか、確かに警察通報は「近隣」は結構あります。「近くでもめている声があるから」と言って、まず警察を呼ぶということもあるのです、そういう意味では、確かに全くないというわけではないと思います。

○委員

区切りとして、こういう区切りになるのかもしれないのですが、このところの数字が見たいかなと

思いました。すみません。ありがとうございます。

○部会長

そうですね。直接的には市にはいっていませんが、たぶん警察経由で行っている割合が結構あるのではないかと。そのある程度の数字がわかるというようなことですよ。わかりました。これは、現時点ではわからない、今、この場ではわからないと思うのですけれど。これは、大阪府として、例えば、警察からの通報というので、警察がどこから通報を受けているかというようなものはわかるものなのですか。では、府警から。

○オブザーバー府警

大阪府警本部の生活安全総務課です。今、現状は、詳細な、通報者に関して統計情報を持っていませんが、精査すれば、誰からの通報かという数字は出ると思いますので、ちょっと時間を要する可能性はあります。それはご理解いただきたいと思います。

○部会長

もし、何か可能であればということだと思います。また、大阪府のほうを通じて、委員の皆さまに配信していただけると。おそらく豊中市のほうの例だけではなくて、今、委員の聞いたかったことは、府全体としてのことだと思いますので、府として、何かわかればいいと思いますので、すみませんが。

○事務局

警察のほうから、提供してもいい状態でいただけるということでしたら、それはまた共有させていただけたらと思います。

○部会長

では、可能であればということで、よろしく願いいたします。ありがとうございました。
そのほか、何かございませんでしょうか。どうぞ、お願いします。

○委員

続いて失礼します。私の市町村では縦割り行政で、虐待に関して、障がい者、障がい児童、高齢ということで、その何か溝が、すごくハードルが高いなと思うときが時々あるのですけれども。そのところを何か連携がうまくできているという話を発表していただいたので、何か具体的にもう少しお話を聞けるようでありましたら教えてほしいなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○部会長

いかがでしょうか。

○豊中市

そうですね。書いているように、福祉職、保健師職というところで散らばっているというところで、ずっと障がい者虐待で対応している者が、そういうネットワークを使って情報を取れる環境にあるというのは、ある意味、強みなのかなと。あと、やはりおっしゃる通りに、すごい問題になっています。1つの家庭で複数の事案、子どもの虐待と高齢者の虐待が絡んだケースというのはよくある。その問題を解決しないといけないということで、多機関の連携会議を年に数回やっているところです。

やはりその辺の大きな課題として、豊中市ではないのですが、他の市のほうとかは、やはりワンストップでされている部署が、私も何市か知っているのですけれど。個人的に言えば、ワンストップで、いろいろな問題が解決できるという体制づくりというのが、今後、やはり課題になってくるのかなと思っています。

○委員

ありがとうございます。特に自立支援協議会の報告で、基幹相談のほうから受けたりするときに、児童のところ、障がい児なのですが、入ってこないということがよくありまして、当事者団体には相談が来ているけれども、市町村の自立支援協議会では挙がっていないということがあるので、その辺がすごい不思議だなと思っているところなので、また何かいい手立てがありましたら、教えていただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○部会長

では、委員、お願いいたします。

○委員

豊中市さん、報告ありがとうございます。少し教えていただきたいのですが、令和4年度から、事業所に虐待防止委員会の設置が必置になっていると思うのですが、多くの市で、虐待を対応する課と、施設指導をする課というのは別々になっていたりして、虐待防止委員会が設置されているかどうかというのは、むしろ運営基準とかの話で、施設指導課が所管をしたりするということがあるのかなと想像しているのですけれども。

ただ、私の発想から言うと、やはり虐待の対応の現場を知っている方が、虐待防止委員会についても内実をきちんと見ていただきたいなと思っていて、そのあたり、豊中市のほうでは、虐待防止委員会の設置について、どの部署がどういうふうに現場を見たりされているのか教えていただけますでしょうか。

○豊中市

中核市ということもあり、権限を持っている指導監査課は豊中市のなかにあります。そういう意味では、指導監査課と連絡は結構取りやすい関係になっていまして、私たちが虐待の判断をした後、ありという報告を受けた後、監査に入ったときに、再度やはり聞き取り等をしたときに同席を

したりとかということでは関係はできています。

そのなかで、おっしゃるとおり、虐待に関しては、やはり指導部局のほうはあまりご存知ないので、そういう意味での虐待の視点がほしいということで、最近呼ばれることが多くなったなど。そこに関して、研修も、そういう意味では、当課が啓発できる部署になっているので、そういう意味では、そういう部局と一緒に仕事ができる関係には、今、なっているのかなど。そこでの協力関係はあるのではないかなとは感じています。

○部会長

よろしいでしょうか。では、私、ちょっと一言だけ。虐待の判断に至らずでも、心配になったケースは電話をするということがあったと思うのですが、これはすごく大事かなと思いますので、ぜひそういった見守りというのか、継続的なサポートは必要で、非常に重要なことだなど思いました、ちょっと感想ですけれども。ぜひこれはよろしくお願ひしたいと思います。はい。ありがとうございました。

では、豊中市さん、どうもありがとうございました。

では、続きまして、泉佐野市のほうからご報告をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○泉佐野市

泉佐野市地域共生推進課です。よろしくお願ひいたします。

資料でお配りしているお手元のスライドのほうをご覧ください。「泉佐野市における障害者虐待防止の取組みについて」ということでご紹介をさせていただきます。

まず、泉佐野市についてなのですが、総人口が9万8,607人で、障害者手帳をお持ちの方が延べで6,400人弱、障害福祉サービス利用者数が1,090人ということで、市内に日本遺産が3つある歴史の深いまちということでご紹介しております。

次のスライドの3枚目から、障がい者虐待・高齢者虐待の対応件数ということでご紹介しています。後ほどご説明しますが、泉佐野市では、障がい者虐待・高齢者虐待を同じ部署が担当しており、比較しやすいということで、両方の数字を載せております。

まず、障がい者虐待については、養護者虐待が通報26件で、虐待と判断した件数が12件、虐待でないと判断した件数が9件、至らなかった件数が5件となっております。

施設従事者虐待については、届出が3件で、虐待でないと判断した件数が5件となっております。虐待でないと判断した件数が2件多いのは、年度を越えて判断したケースで、ご兄弟が同じ施設に入っていたケースが2件ありまして、プラス2件で5件となっております。

高齢者虐待については、通報が37件で、虐待が18件、虐待でないとというのが18件、虐待と判断が至らなかった件数が4件となっております。

次に、通報・届出・相談者の内訳ですが、見ていただいたとおり、やはり警察が一番多くて、それ以外はまんべんなくという形になっております。警察からの通報の件数というのは、ほとんどは本人さまが警察に通報して、警察から市に通報ということがほとんどですので、だいたいは本人に数字を載

せていいのかなと思います。

高齢者虐待のほうは、警察のほうが10件ということで、どちらかというと、高齢者よりも障がい者のほうが警察からの通報が多いということになっております。

逆に、相談員・ケアマネについては、高齢者虐待は10件の通報があるのですが、障がい者虐待のほうは2件しかないということで、相談員からの通報は少ないということになっております。

次に、虐待と認定したうちの類型なのですが、障がい者虐待のうち、身体的虐待の軽度が8件、心理虐待が3件、経済的虐待が中度1件と軽度2件、ネグレクトが軽度1件となっております。

次の6枚目のスライドなのですが、泉佐野市における包括支援体制ということで、泉佐野市においては、相談のワンストップ窓口を設けるということで、障がい、高齢、生活困窮に関わらず一つの窓口でどんな相談でも受けるという体制をつくるということで、今まで構築してきました。

そこまでの流れとしては、平成18年に、市社協に高齢の地域包括支援センターを設置しまして、平成20年4月に、泉佐野市・熊取町・田尻町自立支援協議会設置、平成26年4月に、市社協に基幹相談支援センターを設置しております。その後、平成31年4月に、市役所の機構改革により、後ほど説明しますが、地域共生推進課を設置しており、市社協は、基幹相談支援センターと地域包括支援センターを合体させて、「基幹包括支援センターいずみさの」を設置しております。

令和2年4月に、市社協の、「基幹包括支援センターいずみさの」の下に、中学校区毎に5つの地域型包括支援センターを設置することになっておりまして、そのうちの1つ目の、「包括支援センターしんいけ」というのを1箇所設置して、同じ年の10月1日に、残りの4箇所、4中学校圏域に各地域型包括支援センターを設置しております。

次に、7枚目のスライドが、泉佐野市の包括的支援体制のイメージ図ということで、第1次圏域は、町会とか身近な地域での支え合い活動、第2次圏域が、各地域型包括支援センター、中学校圏域の取組み、第3次圏域が市全体の取組みということで、第3次泉佐野市地域福祉計画で定めております。

その次の8枚目のスライドが、泉佐野市の福祉相談窓口の体制ということで、今現在の体制になっております。

一番左側が、泉佐野市の地域共生推進課で、その右が基幹包括支援センターいずみさの、その横が5つの中学校圏域ごとの地域型包括支援センターとなっております。各地域型包括支援センターは、市内の社会福祉法人にそれぞれ委託をしております。

その次の9枚目のスライドが、各基幹型・地域型包括支援センターに委託している事業について説明しております。

障がいについては、基幹型包括支援センターのほうに、基幹相談支援センター事業を委託しており、各地域型包括支援センターに障がい者相談支援事業ということになっております。

ほかには、高齢部門で地域包括支援センター、こども部門で、子育て世代包括支援センター、生活困窮者自立支援事業、基幹型だけですが自殺対策、地域型の方にコミュニティソーシャルワーカー事業を委託しております。

次の10枚目のスライドなのですが、障がい者虐待・高齢者虐待防止の実施体制ということで、実

際にどんな人員が携わっているかということを図で示しております。

一番上が、市の地域共生推進課が管理職1名、参事、下に正職員2名（保健師、社会福祉士）、任期付職員が1名（現在欠員）になっております。

基幹型包括支援センターのほうに、虐待・権利擁護担当専任職員が2名おり、それ以外に、個別ケース担当でそれぞれつく場合がありますので、必要に応じて担当の職員がついております。

ちなみに、虐待・権利擁護担当専任職員の2名については、虐待と、成年後見とか権利擁護の関係の仕事を専門にしております。

各地域型包括支援センター5圏域に、それぞれエリアディレクター1名、これは現場責任者のようなものです。その下に、相談員、看護師、社会福祉士を含めて、エリア毎で3~4人います。これは、もちろんすべての業務を兼務しているのですが、基本的にこの4~5人が虐待の対応も携わっております。次の11枚目のスライドなのですが、各機関のそれぞれの役割分担について示しております。「主な役割」とありますとおり、ケースによっては、それぞれ入れ替わる場合があります。

市の地域共生推進課については、虐待の判断、障がい・介護サービス事業所に対する事実確認と指導、措置・立入調査の実施、成年後見市長申立の実施となっております。

基幹型包括支援センターについては、会議の事務局、情報の集約、地域を特定できないケース・市外のケースへの対応、地域型包括支援センターへの後方支援となっております。

地域型包括支援センターの役割については、相談支援、虐待の事実確認、養護者支援、各関係機関との調整、相談支援事業所の後方支援、継続ケースのモニタリングとなっております。

次のページですが、障がい者虐待・高齢者虐待の防止に係る会議ということで、まず、月3回虐待の関係会議を定期に開いております。これは、コアメンバー会議、支援方針会議、情報共有会議を、集中的に、事前に第1何曜日とか決めて集まってやっております。

市・基幹は全ケースに参加し、地域型はケースごとに入れ替わりで参加しております。

あと、その下が、虐待関係会議（臨時）で、定期の月3回の会議では対応が間に合わないケースについて、臨時的にコア会議等を行います。これは随時になります。

その下、虐待のレビュー会議ということで、3カ月に1回、継続中の全ケースについて現状確認を行って、虐待終結の判断もそこで行っております。

権利擁護会議ということで、これは、年1回以上の障がい者・高齢者虐待防止ネットワーク会議等の会議体になります。

次のページなのですが、現在の体制に移行するまでの取組みということで、まず最初は、平成31年3月までは、市社協に地域包括支援センター・基幹相談支援センターを設置しており、それぞれに高齢者虐待・障がい者虐待対応を委託しておりました。

平成31年4月以降については、それぞれ市社協に委託していた事業を、包括的支援体制のほうに移行して、市も、これまで存在していた障害福祉総務課をベースに、高齢福祉・生活困窮とかの部門を合わせて、地域共生推進課を立ち上げております。

虐待対応についても、障がい者と高齢者を同じスキームに統合して同じ会議のなかで扱うことにしております。様式は、それぞれこれまでのものを使用して、虐待会議は発生するごとに随時開催し

ておりました。

その翌年、令和2年3月に、市基幹型で1年間対応してきた経験を踏まえて、新しい体制で使いやすく、虐待のオリジナルの様式を作成して、4月から試行を開始しております。

令和2年4月に、市社協に、地域型の「包括支援センターしんいけ」を立ち上げて、新池中学校区のみ、今の3層構造の虐待防止体制を開始しました。

令和2年10月に、残りの4中学校区の地域型包括支援センターを立ち上げて、虐待会議は定期開催し、虐待の新様式も高齢者虐待と障がい者虐待ができる限り統一した様式を使えるように微修正して、本格的に運用を開始し、もちろん運用するにあたっては、様式の書き方とかフローとかをマニュアル化して、各包括支援センターに配っております。

次に、現在の体制のメリット・デメリットなのですが、メリットとしては、高齢者と障がい者が同居する世帯で虐待が発生した場合も、一体的な支援が可能です。

あとは、虐待の要因が養護者の生活困窮であった場合に、虐待防止、障がい者支援、生活困窮者支援を総合的に支援することができます。

次のポツですが、3者がお互いにバックアップすることによって、より組織的で柔軟な対応が可能になっています。

もう一つ、市民にとっては相談の窓口が一本化され、わかりやすいということになります。

ほかに基幹型に聞いてみたところ、これ以外にも、例えば、虐待が終結するまでの期間が、新しい体制になってから明らかに短くなっているというような報告も受けております。これは、おそらく各機関が集まって、スケジュールを決めながら進めていっている効果なのかなと思っております。

デメリットとしては、各地域型を運営する法人のキャラクターによって、それぞれ対応方針が異なる場合があります。例えば、ある法人は、市から指示されたこと以外は絶対できないということで、必ず会議をしないと動かないという方針でやっている法人もあれば、別のある法人については、現場で判断して、一方的に、勝手に進めていくという、通報が起こったら、市にも基幹にも報告せずに、取りあえず対応して分離の判断もしてという、勝手にしているところもありました。

なるべくそういうことが、どこの中学校区でも同じように対応できるように、できる限り頻回に会議を行って、対応方針を統一できるようにと考えております。

長くなりましたが、説明は以上となります。ありがとうございました。

○部会長

どうもありがとうございました。それでは、ただ今の泉佐野市のほうの報告に関しまして、何か委員の皆さまのほうで、ご質問やご意見、感想でも結構ですのでありましたらお願いいたします、いかがでしょうか。委員、お願いします。

○委員

泉佐野市のほうの障がい者自立支援協議会のなかで、虐待の研修であるとか、虐待の報告等はなされているのかどうかお聞きしたいのですけれども。コロナの関係で、結構自立支援協議会が、

コロナ前よりも開催の頻度は減っていると思うのですが、その辺、よろしくをお願いします。

○泉佐野市

研修に関しましては、ここ数年、新型コロナでなかなか大人数を集めて行う研修というのができていなかったのですが、今年度10月に、高齢者の事業所を集めて、高齢者虐待の研修を行って、障がい者の事業所については、今週ちょうど木曜日に行う予定になっております。

○部会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。せっかくご報告の準備もしていただいたので。はい。委員、お願いいたします。

○委員

ご報告ありがとうございました。コンパクトな自治体ならではの一体的な対応が可能になっていると思うのですよね。逆に、大きくなってしまっているところ、例えば、大阪市のほうだと、「8050」みたいな複合的な問題に対処するときに、縦割りが邪魔になるというので、それを乗り越えるための取組みというのは、数年前から始めているのですね。

あるケースで問題があったときに、高齢者サイドで人が入るだけでも駄目だし、児の障がいサイドで人が入るだけでも駄目なので、とにかく関係しそうな課を全部集めて、「つながる場」と呼んでいるのですが、あえてそういう場をつくって、そのケースの問題について議論するみたいなことを、大きな自治体は、たぶん意識的にやらないとできないということになっていると思うのですよね。

やはり泉佐野市のようにコンパクトにチームが組めるというか、センターがそうなっているところだと、おそらく自然にそういう取組みができていないかと思うのですけれども。こういう体制を敷かれて、特に「8050」とか、あの辺の問題について実感されていることがあれば教えていただきたいのですが。

○泉佐野市

そうですね。もちろん障がいと高齢と両方に支援がいる場合が多いので、両方の支援を一体的にできるということで、同じ担当が、お母さんにもその息子にも両方につけるといのは大きなメリットだと思います。

あと、虐待に関しても、お互いに通報が拳がる場合というのがありまして、それぞれ高齢者虐待と障がい者虐待の両方のスキームでやるよりは、一体的に支援したほうが、本人にも支援者にもわかりやすいというのはあると思います。

○部会長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。ほかはございませんでしょうか。はい。委員、どうぞ、お願いします。

○委員

本日はありがとうございます。市町村のこういう体制整備というのはなかなか動かなくて、今までどおりやるというような体制が多いなか、非常に熱心に体制整備をされたというところがすごいなと思って聞かせていただいたのですけれど。

ここは、どういうところが旗振りというか、こういう取組みに移行したほうがいいのかということを、うまく質問できませんが、取り組まれたのか。とても移行というところが魅力的だなと思ったのでお聞かせいただけたらと思います。すみません。

○泉佐野市

もちろん旗振り役は市が中心になって行っているのですけれども。ただ、各機関の協力がなかったら、ここまでの体制はできなかったと思います。

一応基幹型の担当の職員については、地域生活支援事業の特別促進事業というのをフル活用して人員をつけていただいて、そのつけていただいている人員が、かなり中心になって進めていただいているというのは大きいと思います。

○部会長

ありがとうございました。あと、よろしいでしょうか。はい。では、委員、お願いいたします。

○委員

株式会社マルモットです。放課後等デイサービスを運営しております。今日はありがとうございました。私も、泉佐野で6年働いていたことがあったので、すごく親近感を持って聞いていました。

割とコンパクトで、実地体制もすごくきちんとされているというのはすごくよくわかったのですけれども。では、その体制のもとで、こういう人数を配置しましたというよりも、何か一つ、これで効果があったということ、何か体験というのをお話いただけたら、すごくわかりやすいのではないかなと思いました。

組織的でも柔軟な対応が可能ということで、解決までの時間が短縮されたというふうにお聞きしていますので、何かちょっとこういうことがあったという事例があれば非常にわかりやすいかなと思いました。お願いします。

○泉佐野市

組織的にといいますと、先ほど3つの各機関の役割分担をしたのですが、もちろんそれだけではうまくいかないことがありまして、例えば、地域型が最初に入って、対象世帯に嫌われて入れないということになったときには、次に基幹型が入って、地域型がフォローに回るということがありました。それが、分担して、それぞれフォローし合ってうまくいっているという部分なのかなと思いますけれども。

○委員

ありがとうございました。

○部会長

ありがとうございました。では、ほかよろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。それぞれ法人によって、いろいろなキャラクターがあるということなのですが、会議がないと動けないというのもちょっとどうかというのがありますが、でも、先々動いてしまうと、対応として不適切なことになったりするとか、それは非常にご苦労されている様子がよくわかりました。どうもありがとうございました。

それでは、今回、人口規模の違う2つの市の方からご報告いただきまして、またそれぞれ、今日ご参加いただいているほかの市の方も参考になることもあろうかと思っておりますので、ぜひまたご参考いただければと思います。

それでは、続きまして議題2「各関係機関の取組み状況等について」でございます。冒頭で申しましたように、当部会は、関係機関等の連携の場でございますので、各委員の皆さまは、関係機関を代表してご就任いただいております。それぞれのお立場における障がい者虐待防止の取組み状況や課題について、大変申し訳ないのですが、お一人2分程度で順番にご報告いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、大変申し訳ありません、ちょっと私の隣にお座りいただいている委員のほうからよろしくお願いいたします。

○委員

大阪労働局雇用環境均等部指導課でございます。私から、大阪労働局の取組みについてご説明させていただきます。厚生労働省及び都道府県労働局では、使用者による障がい者虐待を防止するための取組みを行っております。労働関係の法令では、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で賃金を支払われる者を「労働者」と定義し、事業主又は事業の経営担当者その他の事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をする者を「使用者」と定義しております。

使用者とは、具体的には代表取締役とか理事長といった事業主のほか、工場長、施設長、労務管理者、人事担当者などが該当すると考えられますが、名称だけで判断するのではなく、その者が、事業主から委譲されている権限や実務などを総合的に勘案して、使用者に当たるかどうかというのを判断しております。

使用者による障がい者虐待につきましては、労働基準法、最低賃金法、障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法などの労働関係法令に基づき適切に権限の行使を行うこととしております。

使用者による障がい者虐待につきましては、都道府県と連携していますが、大阪府作成の資料1のスライド7にも出てきましたが、大阪府と大阪労働局では、全国的なスキームに加え、定期的な実務者会議を開催し、事案によって個別に大阪労働局内の実務者と大阪府市町村職員が連携して調査指導に当たることもございます。

また、労働関係法令に基づく立入調査とか行政指導などの対象にならない民事上の個別労働紛

争につきましては、個別労働紛争解決促進法（個紛法）に基づき、総合労働相談コーナーで相談を受けております。

紛争当事者の希望があれば、労働局による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんを行うことができます。

ただし、権限の行使があるものと違いまして、強制力という面ではないということで、これで解決しなかった場合は民事訴訟などのほかの紛争解決制度のご案内をさせていただいております。

以上、簡単ですが、労働局での取組みということで私からの説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員

令和5年度から、いよいよ身体拘束等の適正化に向けて実地指導があると思うのですが、最近ある施設長さんとお話したのですが、「虐待防止委員会ってやってる？」と言うから、「いや。うち、今年度は3回やってるよ」と、「いや。うち、まだ1回もやってないんです」とかというようなところもまだあるので、ちょっと心配にはなってくるのですけれども。

いろいろな委員会の開催であるとか、マニュアルの整備であるとか、同意書であるとか、研修をやっているかというようなことは、大阪知的障害者福祉協会では、しっかりとやっているところがきちんとあるので、その辺は安心なのですけれども。

ただ、3月に摂津市の法人さんから、「身体拘束について、どの部分で同意を取らないといけないとか、こういう場合どうなのかというのを迷っているので、1回、委員の法人で議論されているようなことについて、話をしてくれ」とかというような話があって、私が出向くのですけれども、まだまだ迷っているというか、どこまで整備したらいいのかというのをやっていないところもあると思うので、年度が変わって、もしも、実地指導に行かれる市町村の方は、改めてちょっと基準を統一させていただいてやってもらいたいというのが1つ思っています。

ただ、虐待防止委員会で議論している会議録よりも、ほかで、生活会議で、身体拘束であるとか、虐待とは、これはちょっと行動抑制と違うのかというようなことを記録に書いてあるので、だから、いろいろな会議録、議事録を読んでもらって判断してもらいたいなど、それが1つ思っています。

それと、最後に、今年度、大阪知的障害者福祉協会で、「良い支援をしよう」という、これは皆さんにも後で回しますが、こういうポケット版の冊子をつくりました。「お守り手帳」と言います。これは、パラパラとめくると、「利用者へ、『ちょっと待ってください』って言っていませんか」とか、「季節に応じた服装で支援していますか」とか、「一人で抱え込んでいませんか」というキーワードが、パラパラとめくると出てきます。これを、新人の職員さんには、「ポケットに入れて支援してくださいね」ということで、220箇所ほどの加盟事業所に10冊ほど送らせていただいたということです。

ただ、株式会社、NPO法人は、加盟には入っていないので、やはりその方々にも、こういう冊子を配って活用してもらいたいというような思いが1つあります。

それと、次年度は、グループホームの世話人さん向けのこういう冊子をつくるようにしています。大阪はグループホームでの虐待事案が多いので、そういう感じでつくるように、そんな流れで動いてい

ます。私からは以上です。

○委員

阪南市の健康福祉部 市民福祉課長です。細かい取組みというのは、私どものほうは、市直営で虐待対応とかもしております、今日は数的なものは持ってきておりませんが、それぞれ生々しい話はいろいろとあります。

例えば、実際虐待については、私どものほうで直接対応しております、虐待のあった家に行ったり、また、事業所とかも行ったりとかというふうな形で双方の話を聞いたうえで、虐待か、そうでないかということを判断するのですが、あくまでも判断の基準というのは、大阪府のほうが出していただいたマニュアルとかを活用して判断していくというのが現状です。

いろいろ難しい案件とかもあったり、特に経済的虐待ではないかと思われるようなところや、非常に困った案件もあって、それについては、昨年度かと思いますが、大阪府のほうの専門職の派遣をしていただいたりとかということも、私どもは経験しております。

養護者虐待という疑いで入った場合でしたら、支援者から通報したのが私たちではないかみたいになって、苦情の電話が入るなど、非常にやりにくいところがあるというのが、直接支援している現状かなど。

泉佐野市みたいに、いろいろな関係者が入ってやれたらいいのですが、私どもは、虐待については直営で全部やっていて、実際直接入るのも、私たちが入っているということで、3人体制でやっております。

体制等については、やはり広げたらいいと思うのですが、何分、私どもは5万1,000人余りの市で、手帳所持者数も3障がい合わせて2,600人で、そのうち身障者手帳のほしい6割が65歳以上という状態のなかで、なかなか人員体制が広げるのが難しいというのが最大の課題でございます。以上です。

○委員

株式会社マルモットです。私どもの法人は、西淀川区で元々新聞販売店を7店舗やっていたのですが、今は辞めているのですが、そのときに、社協さんとか、行政、警察と連携して見守り隊をずっとやってきていて、年間、私のところだけでも5件ほどの通報をやっていたのですけれども。

それとは別に、別法人で放課後等デイサービスを現在やっています。障がい者雇用ですとか、私も20年以上やってきてまして、そこに虐待であったりとか、すごく生々しく現場で直面したりとか、非常にそういう経験をしたうえで、今、放デイをやっているのですけれども。やはり子どものほう、児童ですね、うちの利用者さんを見ても、「これ、ちょっとネグレクトじゃないか、ちょっと虐待されているんじゃないか」というところを感じる子どもさんも多々います。そこを明らかに、お母さんとか両親に、「これはちょっと」とは言えないですね、やはりデリケートな部分なので。では、私たちが、なかなか踏み切れないところをどうやっていくのかということ、子どもさんたちに生きる力を、あと、お母さんに、たぶんお母さんが一番しんどい思いをされているのではないかと思います。子どもさんがしんどい

思いをする以上に、やはり両親の心がちょっと病んでいるというか、そういうお母さんが非常に、そういうお母さんをまずは助けてあげるといふか、寄り添っていく、傾聴していくということが大事なのではないかなと、そういうふうには行動しています。

だから、やはり家族ですね、お母さん、お父さんが元気だったら、子どもも元気だし、学校も元気だし、社会も元気になるといふ考え方で活動しております。

正直、うちの利用者の子どもさんが、ちょっと犯罪に巻き込まれて、児相に行ったケースもありました。そこは、やはりしっかりサポートしていって、そのときは、本当にお母さんがすごくしんどい思いをされていたので、お母さんに寄り添って、常に相談とかお話しができるような関係性といふのをつくっていきたいなと思っています。以上です。

○委員

能勢町です。能勢町についてですが、大阪府の最北端に位置しており、人口は9,300人の小さな自治体です。障がい者手帳の所持者数に関しては、身体障がい529人、精神障がい87人、知的障がい116人と、3障がいの手帳所持者がいらっしゃいます。

この規模になりますと、職員と、当事者・ご家族の皆さまと、顔の見える関係性づくりがしやすい環境ではないのかなと感じているところです。

また、本町については、障がい者施設が多くありまして、入所施設であると、障がい者支援施設だけでも3施設あります。そのほかにも、生活介護事業所、グループホームも多数あります。

ただ、最近では、新型コロナの影響の関係で、なかなかお会いになることがないということもありまして、本町は障がい者連絡会等も開催しているところですが、そのなかに当課の職員も参加させていただいているのですが、最近連絡会のほうも開けていないという状況です。

そして、障がい者の虐待関係に関しましては、多い年で4~5件の通告がありますが、虐待と認定されないケースが大半を占めているというところなんです。障がい者の尊厳を害する行為ということになりますので、厳正かつ迅速な対応が、皆さまと同様に求められているのではないかと感じているところです。

本町は、非常に人数が少ない関係がありまして、十分な体制をこれからも構築していかないといけないというところなんです。多くの市町村と同様に、「8050 問題」でありますとか、高齢者の引きこもりやそのご家族さま関係における虐待の予防というのが、これから大変大切になってくるのではないかと感じているところです。

これから、虐待を発生させないためにも、虐待防止の体制の整備を強化しないといけないということではいるところがございます。私からは以上です。

○委員

失礼いたします。私は、大阪府小学校長会からまいりました。よろしくお願ひいたします。大阪府小学校長会と言っても、いろいろな市から集まっている校長の団体ですので、全体のお話しはちょっと難しいのですが、本校での取組みについてお話しさせていただきたいと思ひます。

小学校ですので、虐待を防止するという観点においては、まずは、その子、その子の理解をする、児童理解ということが、子ども同士ではいじめの防止につながる、それから、保護者の虐待防止、それから、職員の体罰とかそういうものを防ぐ一番重要なポイントではないかと考えております。

まず、子ども同士ですが、授業中に、1年生、3年生、5年生につきましては、支援学級の教員が順番にクラスを回って、定期的に理解教育というふうなことをしています。

それぞれ、いろいろ特性であったり特徴であったり、誰でもあるのですが、でも、少し支援学級で学習したほうがいい子もなかにはいるというふうなことで理解を求めたり、支援学級をちょっと見学したりということもしています。

それから、これは全学年ですが、福祉体験学習を、社協の皆さんや地域の福祉委員さんたちと協力して行っております。例えば、車椅子体験であるとか、高齢者疑似体験であるとか、そういうものを行いまして、身をもって体験するというのも力を入れているところです。

それから、職員に関しましては、やはり児童を理解するには、自分のところの学級だけにとどまらず、いろいろな場面で子どもたちと出会いますので、学校全体の子どもを知ることがあるというところで、本校では、「つなぐ会」と言っているのですが、自分の学級で知ってほしい子どもたちを、「ちょっとこんな特徴があって、こういう対応をしてください」というふうな会議をだいたい学期に1回行っております。

それから、次年度への引き継ぎ、これは結構重要なのですけれども。これに関しましては、スクリーニングシートというデータで残して、「この子に関してはこういう指導をして、こういうふうに対応してほしい」というふうなことを残していくようにしております。

それから、保護者に関しましては、まずは子どもが困り感を持っていたり、保護者もどういふふうに育てていいかというふうな困り感があったりというケースもありますので、そういう場合は、本市の場合でしたら教育委員会に教育相談員がおりまして、必要であれば WISC (ウィスク) のテストをしたりとか、学校での様子をずっとちょっと長い時間をかけて観察しまして、保護者に対してアドバイスを行うというふうな制度もありまして、割とよく利用しています。

ちょっと不幸にも虐待が疑われるような場合でしたら、市のほうの家児相に当たるようなところ、それから、必要であれば子ども家庭センター、それから、保護者に障がいがある場合などは障がい福祉課へ、各関係機関と連携を取りまして、拡大のケース会議も行うことがあるのですが、やはりそのあたりは、要保護児童対策地域協議会(要対協)のほうに登録といいますか、上げておかないと、情報を共有できないのでそちらに上げています。

先ほど警察からの通報が多いとありましたが、学校でもやはりそういうケースが多くて、学校は、子ども家庭センターから、「通告がありました」という連絡を受けるのですが、「警察からの通告です」という形で、心が痛むのは、子どもが直接警察に電話をしたり、交番に駆け込んだりというケースも、悲しいですが実際にあります。

それから、保護者が障がい、特に精神疾患がある場合、愛情はあるのですが、ネグレクトになってしまふというふうな悲しいケースもやはりありますので、虐待を未然に防止するとともに、早期の発見で支援につなげていくことが大事と考えておりまして、日々、対策を考えているところです。私のほうか

らは以上です。

○委員

大阪社会福祉士会です。会としましては、先ほども報告がありました大阪府の専門性強化事業のほうを、大阪弁護士会のほうと連携しながらスタッフの派遣等々で協力させていただいています。

それ以外にも、これもまた大阪弁護士会のほうのご協力をいただきながらなのですが、権利擁護であったり、意思決定支援といったところの研修などを開催しながら、会員の質の向上に努めてきております。

また、研修が目的にならないように、研修の内容をこれからどう実践に落とししていくか、そういったことがどうフォローしていけるかというところが、会としての今後の課題になっていくのかなとは感じています。

社会福祉士と一口に言いまして、今、領域がものすごく広がってきています。なかには、子ども分野、障がい分野、高齢分野が、自分の専門性だと勘違いされている方もいたりするのかな。

僕らの支援というのは人の支援であって、子どもは大人になりますし、大人は高齢者になっていくなかで、その人がどういうふうに分らしく生きられるか、そういったことが、本来社会福祉士の役割なのかなとも思っております。

そういったこともありまして、今、当会は恥ずかしながら会員の入会率が20%強ぐらいなのです。弁護士会や医師会のほうになってくると9割以上が資格を取られたら入られるとお聞きしているのですが、なかなか会に入ってもらえない。研修を開いても、全部の社会福祉士が研修を受けているかという、なかなか難しいところもあるのかな。

ゆえに、今、会員促進のキャンペーンというか、そういったものに力を入れていこう。卒業された方、社会福祉士を持っている方にもっと会に興味を持ってもらって、そこで社会福祉士としての役割というものを、もっと周知できる方法をつくっていただけたらなというのを、今、会として考えております。

なので、行政の職員の方々におかれましても、資格は取っているけれど、まだ入っていないという方がおられましたら、そこでネットワークが1つつくっていかれるかと思しますので、ぜひ入会のほうを呼び掛けていただけると、わざわざつくらなくても、そういったネットワークを活用いただけるとすごいありがたいなと思っております。

あと、最近の話なのですが、先日、視覚障がい者の方を支援されている、盲導犬のトレーナーをされている方に、「発達障がいのお話をしてほしい」と言われたのです。僕らは、障がいの支援をしていくなかで、いつも視覚支援という、情報を耳だけではなくて、彼らは、耳からの情報を整理していくのが苦手なところがあるので、目から情報を入れましょうと、視覚支援をしていこうという話を、いつも中心に話をさせてもらっているのですけれども。

盲導犬を使う方、当事者の方が視覚障がいなのですね。「これ、どうしようか」、でも、結局はそこで特性をどういうふう理解しているかなのだろうと、僕は、改めて自分のなかで整理ができました。

だから、虐待をしてはいけないのではなくて、「なぜか」というところを、もっと、もっと、考えていかないといけないのだろうと。虐待してはいけないことは、みんなわかっておられると思うのですね。

でも、「なぜ」というところが落ちていないから、ついつい、こいつが悪いとか、僕らが迷惑を掛けられているという視点になってしまうのかな。そういったことを、もっと意識的に社会福祉士会として進めていければなと思っています。以上です。

○委員

大阪手をつなぐ育成会は、知的障がいの親の会が、まずスタートした会なのですが、暮らしを支えるためにやはりサービスが必要ということで、現在では、親の会のセミナーと、その事業所の両輪で活動しています。

本人に対して、虐待ということが、知的障がいやほかにも障がいのある方はよく理解ができないので、本人に対して、「虐待ってこんなだよ」というような、気づけるような学習会を行い、ロールプレイやワークショップなどを取り組んでいましたが、コロナになってかなり回数が減っています。

養護者には、ペアレントメンター活動ということで実施して、同じ立場で、共感することが、親同士だと感じられることが多いので、各市町村支部では、相談の窓口をできるだけ立てていただいて、同じ立場の親による親への支援というような、お喋り会とか相談をしていこうというような取り組みをしています。

やはり障がいがあることで非常に子育てがしにくいという、特徴のある、特性のある子どもを、自分たちのなかで、コロナになるとなおさら家族に戻るといふか、日中活動が休所になったり学校がお休みになる機会が多かったので、非常にいろいろなしんどいという声が多く会のほうには届きました。

そのときに、お互いしんどくならないように、ただ、「しんどいね」と言い合うだけでも共感できるという立場で、家族支援ができたかなと思っています、いつでも相談できるような体制を、大阪手をつなぐ育成会も取っていて、大阪府下では、事業所支部と市町村支部と、全市町村に親の会があるわけではないのですが、近い支部で対応するような手立てをとっておりますので、大阪手をつなぐ育成会の事務局のほうに、こんなことが何か相談ということができれば、同じ立場で出たほうがいいときは親が出ますし、親でなく担当の者が出たほうがいいときは担当の者が出るというように事務局も動いてくれてやっているというところなんです。

毎月定例会を、「わかりたすくセミナー」ということで、福祉情報であったり、今は本当に情報をなかなか待っていても、措置のときではなくて、情報を取りに行かないと知らないことが多いので、私たち親も、いつもアンテナを張って過ごさないといけないというところが少ししんどいなと思っています。

大阪手をつなぐ育成会では、たくさんの市町村が集まる、府下の皆さんが集まってくださるので、「うちの市では」というようなことで、いろいろなことに対しても、やはり市町村格差がたくさんあって、同じ大阪府に住んでいても、住むところによって、サービスの質や量が違うということで、大阪手をつなぐ育成会では、市町村格差について課題が多く見えておまして、大阪府への要望などにも熱心にいろいろ取り組んで、親がしんどくならない子育てをすることで、養護者虐待が減っていくと信じて活動をしています。以上です。

○委員

大阪弁護士会です。既にいろいろ喋りましたので簡単に。虐待対応については、専門職チームを派遣したりとかをやっていますが、それ以外に、「研修に人を出してくれ」と言われることが多いです。

私自身も、今日午後から、実は大阪市の淀川区に行って、施設内虐待、特に、「虐待防止委員会の設置について」ということでしゃべれということをやられています。

やはり必置になってから、虐待防止委員会をどうするかというのは、いろいろな事業所のほうでかなり頭を悩ましているところなのかなと。われわれも頑張っって勉強して、一緒にやっていきたいと思っています。

あとは、虐待の防止、それから対応を考えるうえで、成年後見制度の利用というのはやはり避けて通れないのですけれども。成年後見の利用促進法という法律ができて、各市町に、利用促進をやっていく所管する機関として、中核機関を置きましょうということになっております。大阪府下でも、多くの自治体のほうが中核機関の設置に取り組んでおられます。そこに、私ども弁護士会、社会福祉士会、司法書士会の3士会が専門職を送り込んで、運営の支援をさせて頂いたりということもやっておりまして、中核機関が育っていけば、成年後見の利用もさらに進んで、虐待の防止対応にも繋がるのではないのかなと思っておりますので、引き続きやっていきたいと思ひます。

○委員

大阪府精神障害者家族会連合会です。先ほど少し言い忘れましたが、本人が警察への通報が多いということで、聞きおくだけでなく、支援者の方や警察の方の病気の理解もあわせてお願いしたいと思ひます。

1993年の大和川病院事件 患者虐待不審死、それから、1993年から30年たった今も、兵庫県神出病院虐待事件、東大阪本病院虐待事件、スタッフのリークで判明いたしました。それらについて、全国の団体であります、「みんなねっと近畿ブロック家族の集い」で家族が集まり、オンラインも取り入れて論議いたしました。

大家連といたしましては、いろいろ問題提起の会議に参加し、いつ自分がその家族になり得る可能性がありますので、弁護士、各地域の連合会と連携し、声を上げるために各高齢者の家族が学んでおります。大阪府にも要望しております。

家族は高齢化により、自分の家族、地域の家族会、大家連の手伝いと精いっぱい状況であります。親亡き後、地域で本人が安心して暮らせる国、大阪府になるようにお願いしたいと思ひます。

○部会長

それでは、最後にオブザーバーの大阪府警本部、よろしくお願ひいたします。

○オブザーバー大阪府警

大阪府警本部生活安全部生活安全総務課人身安全対策室でございます。

まず、大阪府警が対応しております障がい者虐待の現状と取組みについてというところで、現状に

ついてですが、令和4年中の大阪府下の障がい者虐待事案の対応件数につきましては、一昨年の令和3年から増加しております。

本来であれば、具体的な対応件数をお示すべきところなのですが、まだ確定値のほうが出ておりませんので、ご理解のほう、よろしくお願いいたします。

また、警察では、こういった増加の一途をたどる障がい者虐待事案の対応に際して、まずは初動対応、これが重要と考えております。本部には、初動支援班として初動対応する班が設置されております。そういった班が、警察署員と、また本部員と連携を密にしまして、府下の警察署のほうから障がい者虐待事案の報告があがれば、適切な指導や必要な支援などを行いまして、加害者の検挙であるとか、被害者の保護対策を講じております。

大阪府警としましては、障がい者虐待事案の対応にあたりまして、自治体の皆さま、関係機関の皆さまとの連携というのが非常に重要であると考えておりますので、今後とも、引き続きよろしくお願いいたします。

○部会長

ありがとうございました。それでは、今日ご参加いただいている委員の皆さまから、それぞれの団体の取組み状況についてのご報告をいただきました。もう少し時間がございますので、もし、委員の皆さまのほうで、それぞれのご報告に際して何かご質問等ございましたら、ここで、意見交換、情報交換をしたいと思いますが、いかがでしょうか。どんなことでも結構かと思っておりますので。では、委員、よろしくお願いいたします。

○委員

昨年も質問というか、要望をしたのですが、国の調査項目に沿って市町村からあがってくると思うのですけれども。われわれが、もう少し知りたいのが、やはり施設従事者のところで、虐待をした職員の正規か非正規かというのは出ているのですが、経験年数が知りたいのです。もし、それが、速報値がわかるのだったら、それも教えてほしいのですけれども。それがわからなかったら、またどこかのときに、研修のときにでも教えていただきたいなと思っています。

それと、これは、大社協の施設正副部長会議というのに、私、出ていて、よく聞かれるのですけれども。虐待をした事業所の法人の主体は、社会福祉法人なのか、株式会社なのか、NPO法人なのかというのをやはり知らせてほしい。去年の話ですと、わたしは、社会福祉法人が少ないと思っていたのですが、「半々でした」というような報告を受けているので、それはちょっと知らせてもらいたいなと思っています。以上です。

○事務局

ご質問が2点ありまして、まず、1点目の虐待を行った職員の経験年数ということなのですが、現時点でまだ数字が出ていません。昨年度、この場でそういったお話をいただいて、今年度の市町村からいただく報告書のなかにそういった項目を入れていきます。ですから、次年度は、何かまとまった

数字というのはご報告できると思います。それがまず1点です。

もう1点、施設従事者虐待の発生した事業所の営利・非営利の別ということですが、令和2年度は70件の虐待件数が報告されていますが、そのなかで、非営利が36件、営利が34件ということで、だいたい五分五分というところです。よろしくお願いいたします。

○部会長

ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

今の営利・非営利というところは、やはり設置主体によって何か取組み状況が違うのとか、あるいは営利・非営利の設置の数による割合というのも掛かってくるかと思うので、その辺、単に半々ぐらいかなというだけでは、なかなか実態はつかみにくい部分があるのかもしれませんが、実態についてはそういう状況であるということですね。

いわば、営利のところだと、何か営利を追求するから、先ほど委員がおっしゃったような、あまり権利擁護を考えていないのではないとか、非営利だったら、それがしっかりしているのかと言えば、実はそうではなかったとか、やはりいろいろな観点から見っていく必要があるのかなという、たぶんそういったご質問ではないのかなと思っております。

では、あと、いかがでしょうか。はい。

○オブザーバー（藤井寺市）

すみません。委員ではないのですが、藤井寺市です。皆さんの意見をお聞きしていて、当市も、虐待対応とかをしているなかで、やはり警察の通報が一番多いというところではあるのですが、所管の警察から通報というのであがってくるのですが、担当されている、同じ方から、しょっちゅうその方ばかり通報がくるであるとか、やはり警察署によってそのあたりは、これを虐待にする、この案件は虐待通報しないというところとか、もし、そういったところが判断をされているという経過がわかればお聞かせ願いたいなというところです。

私自身、実際の相談とかを受けたときに、夫婦の喧嘩とか、お互いに手帳とかを持っておられてお二方ともあがってきたりとか、これはどこまでが虐待と言えるのかとか、「また、通報とか相談に乗ってあげてください」というので、一方的にというとなれなのですが、通報が来ると。

それで、実際、当市から電話をかけて、「どんなもんですか」と聞いたら、「そんなもん、電話してくんな」というので、怒られることも多々ありまして、そのあたり、通報をあげるにあたって、どういった経過でされているとか、その辺が各警察署で判断なのか、一括でというところを、もし、大阪府警の方からお聞かせ願えたらありがたいです。すみません。

○オブザーバー大阪府警

その件につきましては、大阪府警のほうでは、「障がい者虐待の怖れがあると認められれば通報しなさい」というので、通報義務、努力義務が課されておりますので、それに基づき、疑いがある段階で通報するよというところで一律で統一しております。

担当者の判断で、例えば、手帳を持っていないケースでとかといった場合には、当のご本人から、例えば、病院に通ったことがあるとかといった形で話を聞けば、それを障がいがあると認定して虐待として通報するケースもありますし、細かい部分に関しては担当者の判断になりますが、基本的には、「すべて通報しなさい」と指導しております。

また、DVに付随して、例えば、高齢者虐待もそうなのですが、高齢者同士のDV、お互いが手を出しているという場合には、双方ともDVとしても対応しますし、高齢者虐待としても通報すると、お互いが虐待をしているという形で通報を上げております。

そのなかで、自治体のほうでDVとして対応を継続させるのか、高齢者もしくは障がい者で支援として入るのかというのは、私どものほうでは判断できかねないので、その部分については、自治体のほうにお任せしているというのが現状です。

○オブザーバー藤井寺市

ありがとうございました。あと、追加で、すみません。最後、連絡をしていかとか、そういった同意というのは取られているのかというのは、どういった感じでしょうか。

○オブザーバー大阪府警

同意については、ケースによってということになります。特にわれわれが行く現場というのは、荒れた現場が非常に多いというのが実情でして、先ほども説明したとおり、DVの現場であれば、双方が手を出して興奮した状態のなかで、お互い夫婦ですので、DVとしてはわかる。また、高齢者虐待についても、年齢で定義が区切られているところなのですけれども。特に障がい者虐待となると、手帳を持っているか、持っていないかだけではなくて、いろいろな面から判断しなければならないというときに、その方々に、即座に現場で判断して、「障がい者虐待として行政のほうに通報するよ」という説明が行き届かない面も多々あるかと思えます。後から話を整理して行って、「この方、さっきこういうふうに病院に通っているって話をしていたね。だから、障がい者と認定できるから通報しておかないといけないね」という形で、後からというケースは多々あるかと思えます。

○オブザーバー藤井寺市

すみません。ありがとうございます。

○部会長

ありがとうございました。それでは、一応11時半には終わるということで最初に申し上げていましたので、時間になりました。もし、後で何かお気づきの点がございましたら、また事務局のほうにご連絡いただいて、そこからまた関係部署のところに問い合わせをしていただければと思いますので、またよろしく願いいたします。

それでは、皆さんのほうから、障がい者虐待防止について、貴重なご意見やご助言を伺いました。どうもありがとうございました。

それぞれ出された意見につきましては、事務局で整理したものを共有していただくとして、大阪府及び市町村各関係機関における事業推進の検討にご活用いただきたいと思えます。

以上で、本日の議題につきましてはすべて終了いたしました。議事を事務局にお返しいたします。

○事務局

委員の皆さまには、長時間にわたる熱心なご議論と貴重なご意見を賜り、厚く御礼申し上げます。

これをもちまして、「令和4年度第1回大阪府障がい者自立支援協議会 障がい者虐待防止推進部会」を閉会いたします。本日はありがとうございました。